様式第十二（第二十八条関係）

（一）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはその借地権又は施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の土地（指定宅地を除く。）に存する建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権利者				権利変換期日前の権利の状況																			権利変換期日後の権利の状況																	
建築施設の部分を与えられることとなる者		施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者		建築施設の部分を与えられることとなる者の宅地（指定宅地を除く。）、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となつている建築物											宅地、借地権又は建築物の価額				宅地、借地権又は建築物についての担保権等の登記に係る権利				施設建築物の一部										防災施設建築敷地の共有持分		建築施設の部分の価額の概算額	建築施設の部分に関する権利の上に有することとなる担保権等の登記に係る権利				
				宅地			借地権		建築物												権利を有する者		専用部分						共用部分の共有持分									権利を有する者		
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	備考	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	計	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	建築施設の部分の価額の概算額	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	担保権等の登記に係る権利についての必要な定め

（二）施行地区内の宅地（指定宅地を除く。）若しくはこれに存する建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

建築施設の部分又は借家権を与えられない者		建築施設の部分又は借家権を与えられない者が失う宅地（指定宅地を除く。）若しくは建築物又は権利																	失われる宅地（指定宅地を除く。）、建築物又は権利の価額					
		宅地			建築物					権利											権利の価額			
										借地権		借家権					その他の権利							
												借家権の目的となつている建築物												
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容	宅地の価額	建築物の価額	借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	計

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法

様式第十二（第二十八条関係）

（一）施行地区内に宅地、借地権又は権原に基づき建築物を有する者で、これらの権利に対応して、建築施設の部分を与えられることとなるもの及び施行地区内の建築物について借家権を有する者で、当該借家権に対応して、施設建築物の一部について借家権を与えられることとなるものに関する事項

権利者				権利変換期日前の権利の状況																			利変換期日後の権利の状																	
建築施設の部分を与えられることとなる者		施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者		建築施設の部分を与えられることとなる者の宅地、借地権若しくは建築物又は施設建築物の一部について借家権を与えられることとなる者の借家権の目的となつている建築物											宅地、借地権又は建築物の価額				宅地、借地権又は建築物についての担保権等の登記に係る権利				施設建築物の一部										防災施設建築敷地の共有持分		建築施設の部分の価額の概算額	建築施設の部分に関する権利の上に有することとなる担保権等の登記に係る権利				
				宅地			借地権		建築物												権利を有する者		専用部分						共用部分の共有持分									権利を有する者		
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	備考	宅地の価額	借地権の価額	建築物の価額	計	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	棟	階	番号	床面積	用途	明細	廊下	階段	昇降機	その他	施設建築敷地の区域	共有持分	建築施設の部分の価額の概算額	権利の種類	権利の内容	氏名又は名称	住所	担保権等の登記に係る権利についての必要な定め

（二）施行地区内の宅地若しくは建築物又はこれらに関する権利を有する者で、法の規定により、権利変換期日において当該権利を失い、かつ、当該権利に対応して、建築施設の部分又は施設建築物の一部についての借家権を与えられないものに関する事項

建築施設の部分又は借家権を与えられない者		建築施設の部分又は借家権を与えられない者が失う宅地、建築物又は権利																	失われる宅地、建築物又は権利の価額					
		宅地			建築物					権利											権利の価額			
										借地権		借家権					その他の権利							
												借家権の目的となつている建築物												
氏名又は名称	住所	所在及び地番	地目	地積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	借地権の目的となつている宅地の所在及び地番	借地権の目的となつている宅地の面積	所在	家屋番号	用途	構造の概要	延べ面積	権利の種類	権利の内容	宅地の価額	建築物の価額	借地権の価額	借家権の価額	その他の権利の価額	計

1　法第91条第１項の補償金（利息相当額を含む。）の支払い期日及び支払い方法